

議案第64号	三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、当該条例で引用している国民健康保険法の条項に移動が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正する法律（平成22年法律第35号）の施行により、三田市国民健康保険条例で引用している条文の条項に移動が生じたため、所要の規定の整備を行うもの</p> <p>【関係法令】 国民健康保険法</p> <p>【内容】 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正する法律（平成22年法律第35号）の施行により、保健事業の特定健診等について規定している三田市国民健康保険条例第14条において、引用法令である「国民健康保険法第72条の5」が「第72条の4」に改正されたため、同条例を法律に従って改正する。【第14条関係】</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	